

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(第 30 回：令和 7 年 9 月 30 日時点)

《調査の目的》

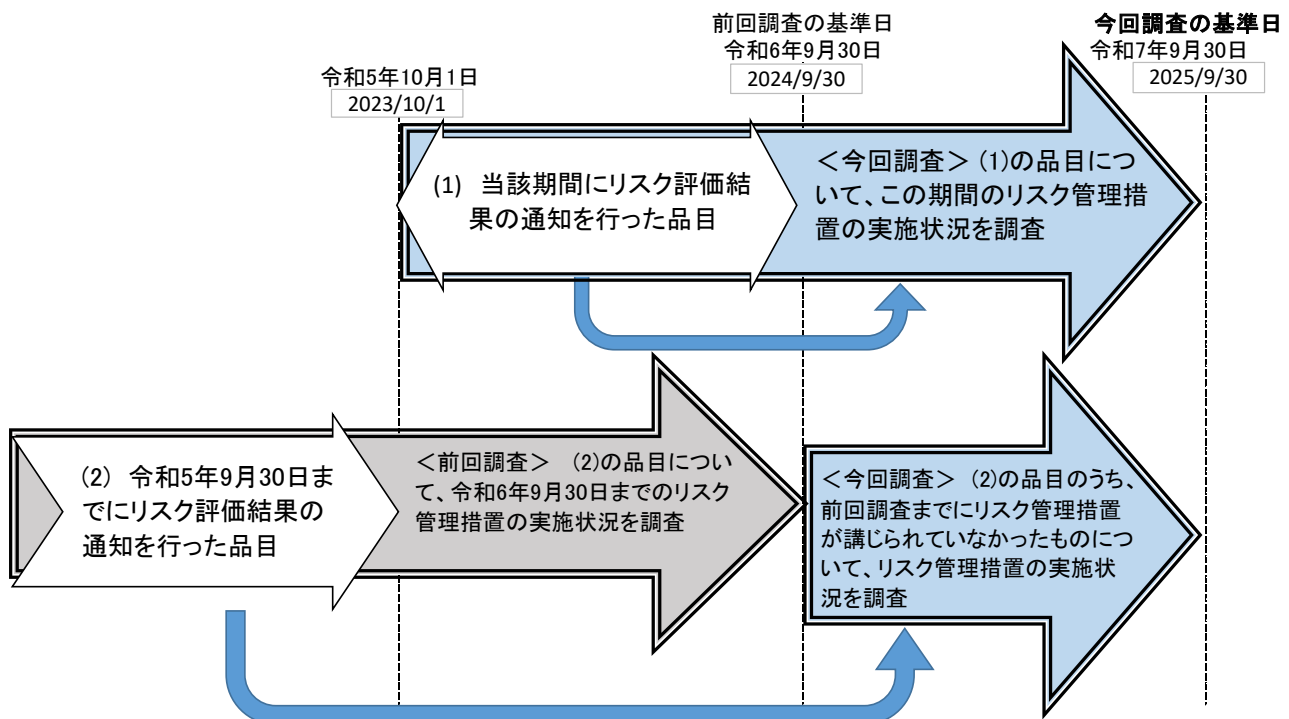
食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行った食品健康影響評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

《調査対象品目》

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日の間に通知を行った品目及び令和 5 年 9 月 30 日以前に通知が行われたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（計 139 件）

《調査基準日》

令和 7 年 9 月 30 日



《施策の実施状況一覧表》 合計 139 品目

※ 各項目中、上段は件数、下段は対象件数中の割合
 ※ 複数の分野に関係するものは、それぞれの分野に計上

	a.リスク管理 措置済み	b.リスク管理措置 に向けて 手続中	c.審議会等で 審議中	d.審議会等の開催 に向け準備中
食品添加物	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%
農薬	21 30%	9 13%	8 11%	32 46%
動物用医薬品	22 71%	0 0%	0 0%	9 29%
器具・容器包装	6 100%	0 0%	0 0%	0 0%
汚染物質	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%
微生物・ウイルス等	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%
プリオン	4 100%	0 0%	0 0%	0 0%
かび毒・自然毒等	0 0%	0 0%	1 100%	0 0%
遺伝子組換え食品等	12 100%	0 0%	0 0%	0 0%
新開発食品	0 -	0 -	0 -	0 -
肥料・飼料等	7 100%	0 0%	0 0%	0 0%
薬剤耐性菌	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%
その他	2 50%	0 0%	2 50%	0 0%
合計	78 56%	9 6%	11 8%	41 29%

1. 施策の実施状況の概要

- ・全ての品目 139 件のうち、78 件については、リスク管理措置が講じられていた。
- ・残りのうち、農薬 9 件について、リスク管理措置の実施に向けて手続き中であった。農薬 8 件、かび毒・自然毒等 1 件、その他（WG）2 件については審議会等で審議中であった。
- ・農薬 32 件、動物用医薬品 9 件について、審議会の開催に向けて準備中であるが、その背景として、他の行政機関での基準値改正を待つ必要があること、ARfD 設定のための諮問の準備中、申請者等から残留基準設定に必要な海外作物残留データの提出を待っている等とのことであった。

2. 食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号に基づき、食品安全委員会が自ら行う評価（以下「自ら評価」と言う。）を受けた措置の概要

(1) オクラトキシン A

平成 26 年に自ら評価を行った。リスク管理機関は、以下の対応を行っている。

【消費者庁】

- ・平成 26 年 10 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされ、さらに、平成 28 年 11 月 29 日の同部会で、オクラトキシン A については偏在性が指摘されており、より正確に汚染実態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われた。これを踏まえて、以下の取組を行った。
 - 小麦と大麦については、農林水産省と共同で汚染実態調査を実施。（かび毒汚染は、収穫年の気候に影響され、年により含有量が異なることが予想されることから、複数年にわたって調査を実施した。
 - また、ライ麦及び人の嗜好の違いによって比較的高頻度に食べられる可能性のある食品（インスタントコーヒー、ワイン等）についても汚染実態調査が行われた。
- ・これらの実態調査の結果等を踏まえ、令和 5 年 12 月 11 日に食品規格部会において、小麦及び大麦の基準値設定について了承が得られた。令和 6 年 2 月 28 日付け食品安全委員会へ基準値案にかかる意見聴取のため諮問し、かび毒・自然毒等専門調査会において審議中。

(2) PFAS（有機フッ素化合物）

令和 6 年に自ら評価を行った。リスク管理機関は、以下の対応を行っている。

【消費者庁】

- ・令和 7 年 6 月 30 日、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件を告示し、清涼飲料水の成分規格で規定するミネラルウォーター類の成分規格を改正した。
- ・令和 7 年 8 月 28 日、第 1 回食品衛生基準審議会食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会で、農林水産省が実施した令和 6 年度国産農畜水産物中の PFAS 含有実態調査結果の報告があった。PFAS 含有実態に関するデータの収集は複数年に

かけて実施しているため基準値の策定は、今後の農林水産省での調査結果を踏まえ議論を行う予定である。

【厚生労働省】

- ・令和7年6月30日に告示された、ミネラルウォーター類におけるPFOS及びPFOAの成分規格に基づき、自治体及び検疫所において食品衛生監視を実施している。

【農林水産省】

- ・令和7年8月28日の食品の安全性に関するリスク管理検討会（第1回）にて、令和6年度国産農畜水産物中のPFAS含有実態調査結果及び農業環境中のPFOS、PFOAのコメへの移行、蓄積性について議論の後、両結果を公表した。
- ・国産農畜水産物中のPFAS含有実態の把握や、生産環境から様々な農産物への移行・蓄積に関するデータの収集を複数年にかけて実施しているため時間を要しているが、実態調査については、合計23品目について調査を拡大して実施中であり、研究については、コメ以外の農作物（葉菜類、果菜類等）についても、移行の研究等を実施中である。

【環境省】

- ・令和6年7月に、PFOS、PFOAに関するリーフレット、同年8月に、「PFOS、PFOAに関するQ&A集」、同年11月に、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）」、令和7年3月に「PFASハンドブック」を公表した。
- ・令和6年12月24日、環境省と国土交通省で共同実施した「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査」の結果を公表した。
- ・令和7年3月26日に、水道における暫定目標値又は公共用水域等における指針値（暫定）を超過する濃度のPFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭（事業の用に供されたものに限る。）の適切な管理に関して留意すべき点等について、「PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について」（令和7年3月26日付け環水大管発第25032611号／環循規発第2503261号）により各都道府県・各政令市水環境保全担当部（局）長及び産業廃棄物行政主管部（局）長宛てに通知した。
- ・令和7年6月30日、PFOS及びPFOAについて、水道水質基準の策定（令和8年4月1日施行）、公共用水域及び地下水における指針値（暫定）の取り扱いを見直し、指針値の策定を行った。
- ・研究等については、平成22年度以降PFASを含む化学物質のばく露と子どもの健康影響との関連等についての調査を実施しているほか、令和7年に環境（土壌・水）中のPFOS等の濃度を効果的・効率的に低減するための技術の実証事業等を実施した。